

第7回総会研究会報告

田島 和雄

第7回総会研究会会長 愛知県がんセンター疫学部

地域がん登録全国協議会第7回総会研究会が平成10年9月4日に愛知県において開催され、全国35都道府県から約150名が参加されました。折しも、数日前に、季節はずれの台風4号により関東、東北地方は大被害に襲われ、同地域からの担当者の参加が危ぶまれましたが、前日に開催されました実務者研修会と併せ、成功裏に終了することができました。本総会の運営にご協力いただきましたプログラム委員や演者の皆様、全国の参加者、厚生省、事務局の方々のご協力に、紙面をお借りして深く感謝申し上げます。

さて、国や地域のがん対策の策定は地域がん登録の情報から始まり、その効果評価も地域がん登録から得られる情報により行うことが出来ます。1966年、東京で国際癌学会が開かれた時、東北大学の瀬木三雄教授（後に名誉教授をへて、瀬木学園園長として出身地愛知県に帰られた）が提案されて、国際がん登録学会（IACR）設立の方向に進み、第1回国際がん登録学会が1970年にヒューストン市で開催された、という経緯があり、わが国では厚生省がん研究助成金による「地域がん登録」研究班を中心として、成果を着実にあげてきました。一方では、欧米の先進諸国の地域がん登録に比べて、その量的精度が向上し難いため、厚生省もその見直しを始めております。今や、先進国日本としての名誉にかけても、画期的な地域がん登録の精度向上を目指したブレークスルーが求められております。その点に鑑み、本総会研究会では主題を“**地域がん登録の精度向上のための方策**”とし、登録精度向上のために、制度面と技術面の両面から、地域がん登録のかかえている問題について討議しました。

本総会研究会では、厚生省保健医療局生活習慣病対策室、老人保健福祉局老人保健課、愛知県衛生部から、それぞれ貴重な挨拶を賜り、海外からも国立ソウル大学医学部予防医学部門の主任教授アン・ユンオク先生に特別講演を依頼し、最近になって急激な進展を遂げている韓国の地域がん登録の実状について、紹介していただきました。また、大阪府立成人病センター調査部の大島明部長からは、教育講演として地域がん登録の役割について解説していただき、愛知県がんセンター研究所の富永祐民所長には、愛知県の地域がん登録の歩みを振り返っていただきました。本総会研究会の主題を受けて、締めくくりのシンポジウムは、徳留信寛教授、津熊秀明先生の司会で「**地域がん登録の精度向上のための技術開発**」と題して、十分な討議がなされました。

本総会研究会の数週間前には米国のアトランタで国際がん登録学会が開催され、登録精度向上の技術論のみならず、安全な個人情報管理の問題とその技術開発という、一段進んだ問題についても議論されたようであります。今後はインターネットを通じて、各地域、各国のがん情報に関連したホームページの情報を利用することも可能となり、日本の地域がん登録の成果が、国際的にも評価を受け、その情報が世界に発信されるべき時代を迎えつつあります。世界の先進国では、地域がん登録の意義についての議論はすでに卒業しており、次の課題として、登録精度の向上や登録資料の利用方法などに関する前向きな議論が展開されております。

最後に、第7回総会研究会が日本の地域がん登録の精度を向上させていくための幾ばくかの礎となり、本総会研究会の記録集「JACR モノグラフ第4号」を、世界の先進国にならぶ日本の地域がん登録の情報構築とがん対策への活用に活かしていただけますなら有難く存じます。

お知らせ **がん登録実務者研修**

毎年3月中旬に、次年度に国が開催する「がん診療実務者」のための研修の案内が、厚生省健康政策局から、『がん診療に従事する医師、看護婦、診療放射線技師、臨床検査技師及びがん登録実務者の研修実施要領（平成 年度）』として、都道府県の保健衛生担当部に通知されます。研修の目的、対象、定員、研修実施施設、期間、内容などの短いアナウンスメント、ならびに申請（実際は推薦）に必要な書式などが含まれています。

これまで本ニュースレターで案内してきましたように、「がん診療実務者」の中の「がん登録実務者」を対象とした研修は、国立がんセンターで夏期に院内がん登録、冬期に地域がん登録の課程が、それぞれ1週間の日程で開催されています。受講料は不要ですが、旅費、滞在費は受講者の施設が持つことになっています。

受講を希望される方は、勤務地が所在する県の保健衛生担当部に電話し、上記の『実施要領』の名称を述べて、その取扱い課、係名をたずね、担当係から『要領』のコピーをとり寄せて検討して下さるよう御案内します。県での推薦受付締切日までに、所定の書類を当該係へ提出することが必要です。夏期の課程の開催時期は、年によって、7月末または8月末から9月にかかる1週間となりますが、開催時期が前の場合は厚生省での締切が4月末になり、後の場合は6月末となります。都道府県での締切は、これよりなお1週間～10日程早めとなりますので、ご注意下さい。